

2025年参議院選挙 資料：教職員にできる選挙運動

教職員にできる選挙運動

萎縮する必要はありません。
あなたの権利を正しく知りましょう。



「公務員は政治活動禁止」という誤解

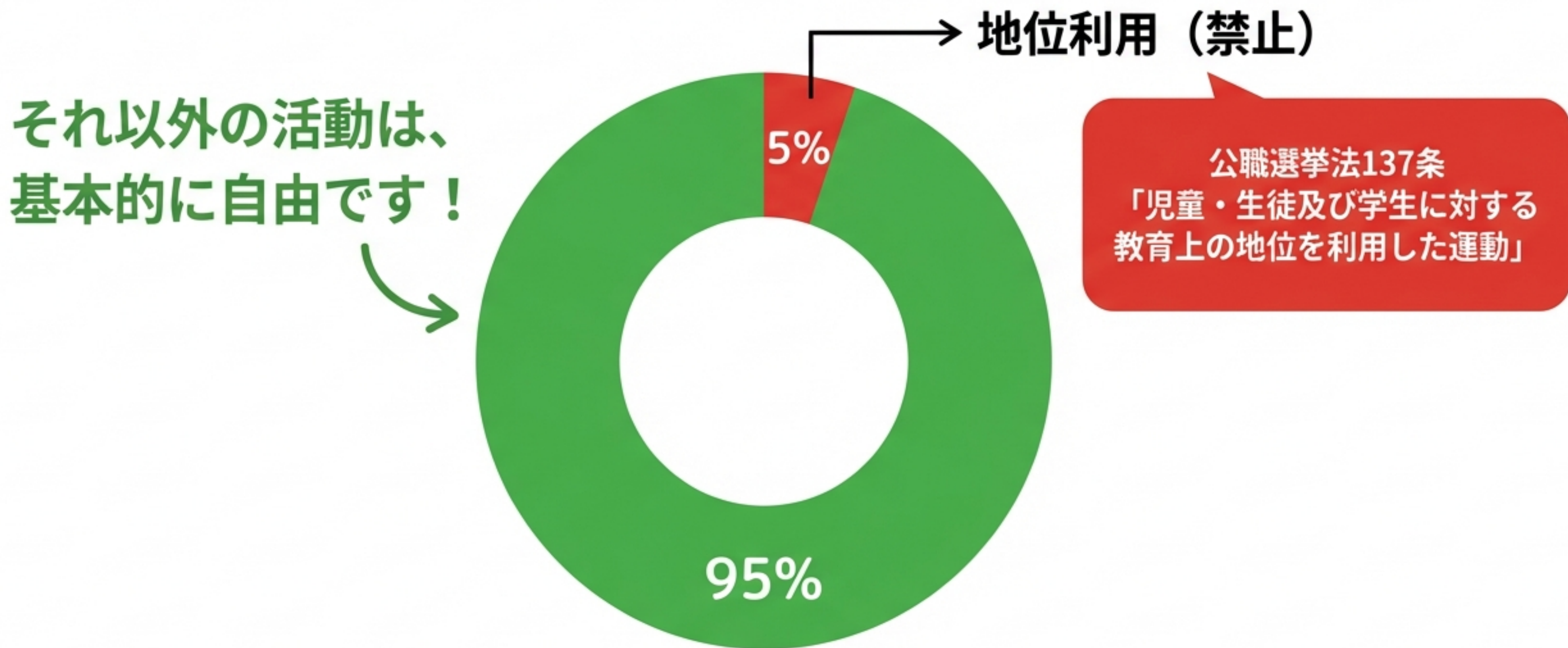
文部科学省や教育委員会は、あたかも「一切の政治活動・選挙運動が禁止」であるかのような通知を出して萎縮させようとしています。

しかし、現行の公職選挙法や地方公務員法で、不当に制限を加える条項があるものの、すべてが禁止されているわけではありません。

恐怖心による「自主規制」をやめ、法律の事実を見つめましょう。

刑罰で禁止されているのは「地位利用」だけ

Freedom of political activity is one of the most important rights!



「教育上の地位利用」とは具体的に何か？

「担任・教科担当の教員が、児童・生徒・学生に
教育上不利益を与える可能性のある、
現在の教え子の保護者に投票依頼すること」



Target

現在の教え子の保護者

(M PLUS Rounded 1c)

+



Leverage

教育上不利益を与える可能性

(M PLUS Rounded 1c)

=

禁止

(Prohibited)

これに該当しない、親戚・友人・知人への依頼は自由です。

インターネット選挙運動のタイムライン

選挙期間中にできることって、どんなこと？

公示前

(Pre-Announcement)

政治活動

(Political Activity)

投票依頼は禁止
(事前運動)。
政策の宣伝はOK。



公示日～投票日前日

(Campaign Period)

選挙運動

(Election Campaigning)

**投票依頼
OK!**



投票日

(Election Day)

当日

更新禁止
(No Updates)



公示日（スタート）から、ネットでの「投票お願いします」が解禁されます。

SNS・ブログ・動画はフル活用OK



特定の政党・
候補への投票
の呼びかけ



「シェア」
「リツイート」
「いいね」
による拡散



メッセージア
プリでの対話



ただし、投票日当日の更新・拡散はできません。

要注意！Eメールでの投票依頼は禁止

Web/App Messaging



✓ OK

VS

E-mail (SMTP)



× NG

有権者が電子メールを使って投票依頼を行うことは規制されています。LINEやSNSのメッセージ機能を使いましょう。

「個々面接」は適法な最強の手段



定義

たまたま会った人や、他の用件で人を訪ねた際に、投票や応援を頼むこと。

路上・バス・電車
での立ち話

商店での買い物
ついでの会話

友人・知人・親戚
との集まり

禁止されている「戸別訪問」の境界線

1. 選挙に関し

2. 投票を得る目的で

3. 連続して



このどれか1つを欠いても
禁止行為に当たりません。

4. 相当多数の

5. 選挙人の居宅

6. 訪問する行為

ビラ・文書・手紙のルール



内部文書・部内資料 (Permitted)

後援会のニュースや文書を配布することは自由。
「部内資料」と明記して活用しましょう。



個人的な手紙 (Caution/Prohibited)

不特定多数への手紙はNGですが、**NG** 不特定多数への手紙はNG
親しい人への手紙に「添え書き（自筆）」することはOKです。

OK

Hiragino Kaku Gothic ProN

親しい人への手紙に「添え書き（自筆）」はOK

M PLUS Rounded 1c: 公示前なら、政党や予定候補者の政策宣伝物は自由に配布可能。

Noto Sans JP

電話での投票依頼は完全に自由

Please support!
(応援してください!)

お願い!



Let's vote!
(投票に行きましょう!)

お願い!

電話での投票依頼に制限はありません。

選挙期間中、友人や知人に電話をかけて支持を訴えることは、最も効果的で安全な方法の一つです。

カンパ・後援会加入の自由

1



公務員も、個人としてカンパに応ずることは自由です。

2



地域や職場の「後援会」に入ることは自由です。

選挙期間中の組合活動って、どうなるの？

3



選挙期間中も組合活動は制限されません。署名活動なども自由です。

2025年選挙アクション・チェックリスト

GO（自由）

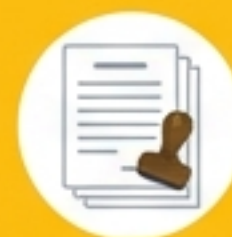


- ・ SNS・ブログでの拡散
- ・ 電話での依頼
- ・ 個々面接（出会った人への依頼）
- ・ 後援会加入・カンパ



CAUTION（注意）

- ・ 文書配布（「部内資料」と明記）



STOP（禁止）

- ・ 現在の教え子の保護者への依頼（地位利用）
- ・ Eメールでの依頼
- ・ 戸別訪問



一人で悩まず、組合と相談を

教職員の選挙運動には、各地域の実情や経過があります。心配な点は、事前に全日本教職員組合（また（または地域の組合））にご相談ください。



私たちの権利を行使し、未来を選びましょう。